都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課長 (契印省略)

指定除染等業務記録保存機関の指定について

標記について、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)第25条の5第2項、第25条の9及び第27条第1項(第25条の5第2項又は第25条の9の記録に係る部分に限る。)の規定により、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第112条第1項の指定除染等業務記録保存機関として、公益財団法人放射線影響協会を指定したので、別紙の事項について了知するとともに、関係事業者への周知等に遺漏なきを期されたい。

なお、指定除染等業務記録保存機関への通知を、別添のとおり添付する。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染する ための業務等に係る電離放射線障害防止規則に基づく、除染等業務従事者 等の線量の記録等の引渡し機関の指定について

1 制度の概要

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。)の規定事業者は、以下の記録については、30年間保存する必要があるが、5年間保存した後又は労働者が離職した場合には、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡した時の保存を免除している。

外部被ばく線量、内部被ばく線量の記録

除染電離則第6条第2項、第25条の5第2項、第25条の9

除染等電離放射線健康診断個人票(様式第2号)

除染電離則第21条

また、除染電離則第27条第1項及び第28条第1項において、事業者が事業を廃止しようとするときは、上記の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すこととしている。

上記の指定は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 (昭和 47 年労働省令第 44 号)第 110 条第 1 項により、記録保存業務を行おうとする者 の申請により行うこととなっており、平成 24 年 2 月 13 日付け厚生労働省発基安 0213 第 1 号において、財団法人放射線影響協会(現公益財団法人放射線影響協会)を除染電離 則第 6 条第 2 項、第 21 条、第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の規定により、指定除染等業務規則保存機関として指定している。

今般、平成24年7月1日の除染電離則改正により、新たに外部被ばく線量及び被ばく 歴の調査の記録に係る条文として第25条の5第2項、第25条の9が新設されたと伴に、 第27条第1項が第25条の5第2項又は第25条の9の記録についても事業廃止時に引き 渡す内容に改正されたため、当該条文に係る指定を受けるために公益財団法人放射線影響 協会から指定の申請がなされたものである。

2 指定除染等業務記録保存機関

指定除染等業務記録保存機関の名称等は、次に掲げるとおりである。

- (1)名 称 公益財団法人放射線影響協会
- (2)所在地東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号
- (3)問 合 せ 先 公益財団法人放射線影響協会 放射線従事者中央登録センター
- (4)問合せ先の電話番号 03(5295)1790

3 業務

指定除染等業務記録保存機関の主な業務は、次に掲げるとおりである。

- (1)事業者から引き渡された記録について、有料で保存すること。
- (2)事業者から引き渡された記録について、当該事業者又は当該記録に係る者からの照会及びその回答を行うこと。



厚生労働省発基安 0724 第 1 号

指定除染等業務記録保存機関通知書

公益財団法人放射線影響協会 理事長 長瀧 重信 殿

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年厚生労働省令第152号)第25条の5第2項、第25条の9及び第27条第1項(第25条の5第2項又は第25条の9の記録に係る部分に限る。)の規定により、貴協会を労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第112条第1項の指定除染等業務記録保存機関として、下記のとおり指定したので通知する。

記

指定年月日	平成 24 年 7 月 24 日
名称	公益財団法人放射線影響協会
事務所の所在地	東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号

平成 24 年 7 月 24 日